

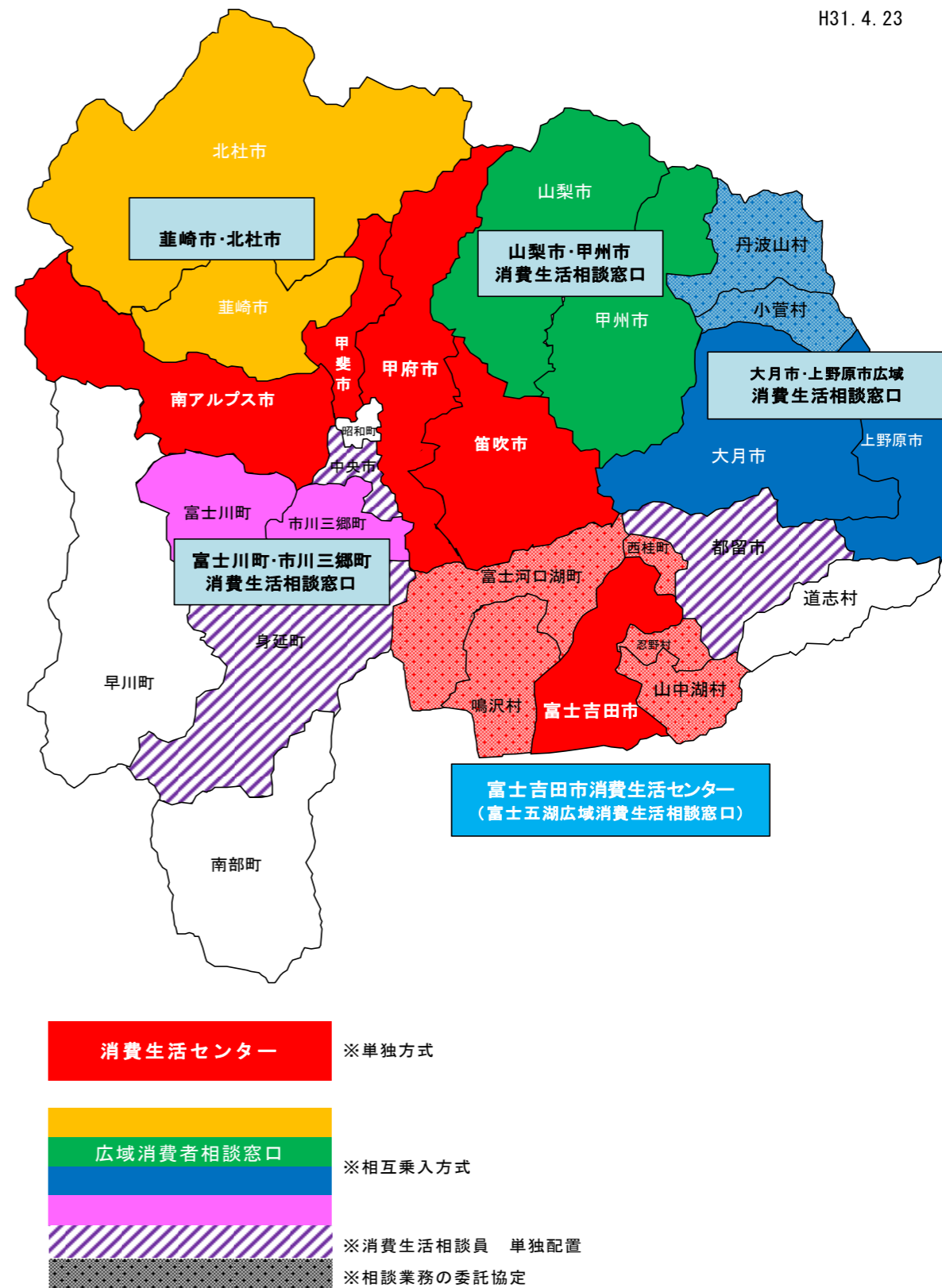
「山梨県消費者基本計画」市町村数値目標及び達成状況

令和2年3月31日現在

	消費生活相談員の配置	消費生活センターの設置	週当たり相談員配置日数	消費者安全確保地域協議会の設置 (見守りネットワーク)
法定根拠等	努力義務 (消費者安全法10条3項)	努力義務(消費者安全法10条2項) 消費生活センター:相談員配置+週4日以上開設		組織化可能 (消費者安全法11条の3)
数値目標	国 50%以上の市町村に設置	①人口5万人以上の市町村 100% ②人口5万人未満の市町村 50%以上		人口5万人以上の市 100%
県基本計画	70%以上の市町村に設置	①人口5万人以上の市 100% ②人口5万人未満の市町村 50%以上		①人口5万人以上の市 100% ②人口5万人未満の市町村 100%
人口5万人以上の市(5市)				
甲府市	○	○	5	○
富士吉田市	○ ※1	○ ※1	5	○
南アルプス市	○	○	5	○
甲斐市	○	○	5	
笛吹市	○	○	5	○
小計	5	5		4
人口5万人未満の市町村(22市町村)				
都留市	○		2	○
山梨市	○ ※2		1	
甲州市	○		1	
大月市	○ ※3	○ ※3	2	
上野原市	○	○ ※3	2	○
韭崎市	○ ※4		1.5	○
北杜市	○		2	
中央市	○		1	
市川三郷町	○ ※5	○ ※5		○
富士川町	○	○	5	
早川町				
身延町	○		3	
南部町				
昭和町				
道志村				○
西桂町	○	○		○
忍野村	○ ※1	○ ※1		○
山中湖村	○	○		○
鳴沢村	○	○		○
富士河口湖町	○	○		○
小菅村	○ ※3	○ ※3		
丹波山村	○	○		
小計	18	11		10
合計	23	16		14
達成率	85.2% (23/27)	①100% (5/5) ②50% (11/22)		①80% (4/5) ②45.5% (10/22)
県計画達成状況	達成	達成		未達成

市町村における消費生活相談体制の整備状況

H31.4.23



※1 富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町 広域連携  
 ※2 山梨市・甲州市広域連携  
 ※3 大月市・上野原市・小菅村・丹波山村 広域連携  
 ※4 韭崎市・北杜市 広域連携  
 ※5 富士川町・市川三郷町 広域連携